

石川県建設工事請負業者の指名停止について

1 指名停止業者名及び住所

西田建設工業（株） 小松市荒木田町乙147

2 指名停止期間

平成26年5月26日から平成26年6月8日まで（2週間）

3 指名停止理由

平成25年11月9日、赤瀬ダム管理事務所発注の「赤瀬ダム流木処理業務委託」において、西田建設工業(株)が雇用する作業員が、ダム貯水池の法面の流木処理中に転倒し、左手の指を骨折する事故が発生した。

その後、小松労働基準監督署から、平成26年3月25日に西田建設工業(株)に対して警告文を通知したとの連絡が、同年5月16日に、県に対してあった。

現場の安全管理措置の不適切により工事関係者に事故が生じたことは、石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱別表第1第7号に該当すると認められるため、指名停止とする。

4 石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱

別表第1（石川県内において生じた事故等に基づく措置基準）

措 置 要 件	期 間
(工事関係者事故) 7 県工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたときと認められるとき。	2週間以上 4箇月以内

土木部監理課 入札・契約G

担 当 越田

内 線 5023

外 線 076-225-1712